地域再生計画の作成方法(ポイント集)

【地方創生推進交付金・企業版ふるさと納税併用※】 (変更認定申請)

- ※ 企業版ふるさと納税に係る大括り化した地域再生計画を作成しておらず、今認定回においても作成 しない場合であって、次に掲げる場合。
 - ・既存の地方創生推進交付金と企業版ふるさと納税を併記した地域再生計画を変更する場合(企業版ふるさと納税の事業実施期間が終了したものを除く。)

内閣府地方創生推進事務局

ポイント集について

- □ このポイント集は、企業版ふるさと納税に係る大括り化した地域再生計画を作成しない場合において、次の場合における地域再生計画の作成方法をお知らせするものです。
 - ・既存の地方創生推進交付金と企業版ふるさと納税を併記した地域再生計画を変更する場合(企業版ふるさと納税の事業実施期間が終了したものを除く。)
- □ 地方創生推進交付金又は企業版ふるさと納税の詳細は、認定申請を行う認定回における各事務連絡、地域再生計画認定申請マニュアル(総論)・(各論)、地方創生推進交付金制度要綱、令和4年度地方創生推進交付金に関するQ&A、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A等を御確認ください。
- □ 認定申請に当たっては、「第63回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について(通知)」(令和3年12月 24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)を御確認いただき、本申請期間中に認定申請をしてください。
- □ 地方創生推進交付金に係る実施計画等の作成及び提出に当たっては、当該実施計画等の作成及び提出に係る事務連絡を御確認く ださい。

併用事業の地域再生計画の作成方法

別添6

1つの事業に対して地方創生推進交付金と企業版ふるさと納税を併せて活用するもの(以下「併用事業」という。)に係る地域再生計画の作成又は変更は、併用事業が新規か継続か、貴団体が企業版ふるさと納税に係る大括り化した地域再生計画(「第63回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について(通知)」(令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)御参照)について既に認定を受けているか又は今認定回において作成するか等によって取扱いが次のとおり異なります。

〇併用事業が新規事業である場合又は企業版ふるさと納税単独継続事業を併用事業とする場合

●大括り化した地域再生計画を作成する場合又は既に大括り化した地域再生計画の認定を受けている場合。

<u>併用事業の地方創生推進交付金活用部分に係る地域再生計画を「地域再生計画の作成方法(ポイント集)【地方創生推進交付金活用】」に従い 新規に作成</u>してください(企業版ふるさと納税活用部分に係る地域再生計画を個別に作成する必要はありません。)。

●大括り化した地域再生計画を作成しておらず、今認定回においても作成しない場合

<u>併用事業の地方創生推進交付金活用部分・企業版ふるさと納税活用部分それぞれの地域再生計画を個別に作成</u>する必要があります。それぞれの地域再生計画の作成方法については、「地域再生計画の作成方法(ポイント集)【地方創生推進交付金活用】」及び「地域再生計画の作成方法(ポイント集)【企業版ふるさと納税のみ】」を御確認ください。

〇併用事業が継続事業である場合又は地方創生推進交付金単独継続事業を併用事業とする場合

●大括り化した地域再生計画を作成する場合又は既に大括り化した地域再生計画の認定を受けている場合

認定済みである併用事業又は地方創生推進交付金単独継続事業に係る地域再生計画について、総事業費の2割以上の増減等、軽微な変更を除いた変更がある場合は、<u>「地域再生計画の作成方法(ポイント集)【地方創生推進交付金活用】」に従い変更</u>してください(企業版ふるさと納税に係る記載の変更又は追記は不要です。)。

●大括り化した地域再生計画を作成しておらず、今認定回においても作成しない場合

認定済みである併用事業に係る地域再生計画について、総事業費の2割以上の増減等、軽微な変更を除いた変更がある場合は、本ポイント集に 従って変更してください。

地方創生推進交付金単独継続事業に係る地域再生計画について、総事業費の2割以上の増減等、軽微な変更を除いた変更がある場合は、「地域 再生計画の作成方法(ポイント集)【地方創生推進交付金活用】」に従い変更するとともに、企業版ふるさと納税活用部分に係る地域再生計画を 「地域再生計画の作成方法(ポイント集)【企業版ふるさと納税のみ】」に従い新規に作成してください。

凡例

. . .

地域再生計画

作成上の注意

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

A県 a 市、 b 市及び c 市は山間部に所在しており、○○を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる○○の生産が先細る状況が続いている。 基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。

4-2 地 創生として目指す将来像 当該地 おける…

転記後の記載

地方創生 転記元の地方創生推進交付金実施計画

● 以下の赤井マで左欄青枠内に転記してください。

<A. 地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)>

当該地域における最大の資源である○○を活用して、多様な主体と連携しながら新たな○○事業の立ち上げによる○○製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なブロジェクトとして実施することで、○○産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。

<B. 地方創生の実現における構造的な課題>

A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。

の背景・概要(各項目について簡潔に記載)

本事業は、当県及び市において、地 業者、金融機関等の出資により設立 主軸としながら、市場のニープ 加価値向上、〇〇事業に参理 にも携わる人村の獲得を目指した積極的な移住促進東を一体的なプロンエットとして 実施するもの。

<D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由>

作成する地域再生計画の抜粋

②交付対象事業

ハード事業(施設整備等事業)の割合が5割以上(8割未満)の事業にあっては、「ソフト事業との連携による高い相乗効果」について記載すること。

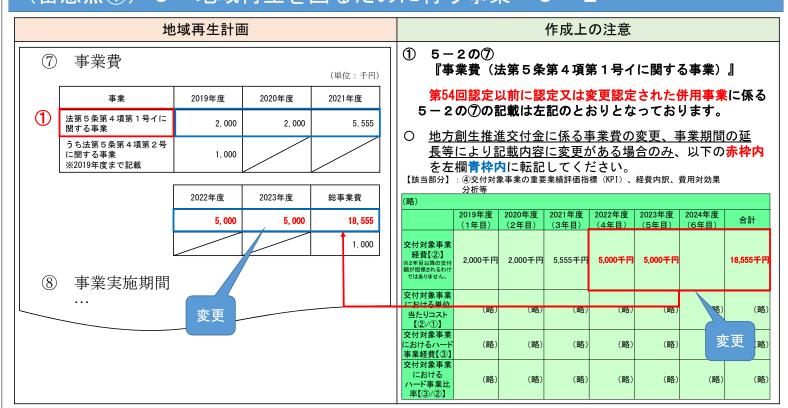
変更認定申請に当たって

- 地方創生交付金に関わる部分の変更は、「地域再生計画の作成方法(ポイント集)【地方創生推進交付金活用】」を御参照ください。
- 企業版ふるさと納税に係る部分の変更を行う場合、以下の項目以外の変更は行わないでください。
 - ・5-2の⑧ 『法第5条第4項第2号に関する事業』 ※交付金事業の事業期間に変更がある場合のみ
 - •5-2の9 『寄附の金額の目安』
- 第54回以前に認定又は変更認定された併用事業に係る地域再生計画のうち、企業版ふるさと納税の事業 実施期間が終了しているものは、企業版ふるさと納税部分の記載の変更はできません。

別途、当該地域再生計画に記載された地方創生推進交付金事業を併用事業とする場合は、企業版ふるさと納税に係る大括り化した地域再生計画の作成をお願いいたします。なお、既に大括り化した地域再生計画の認定を受けている場合は、地域再生計画の変更手続きは不要です。

● 同一の地域再生計画に地方創生交付金と企業版ふるさと納税が併記されている計画であって、変更認定申請を行う場合、次ページ以降の留意①・②を御参照ください。

(留意点①) 5 地域再生を図るために行う事業 5-2



地域再生計画

⑨ その他必要な事項ア (略)

イ 申請時点での寄附の見込額 ②

(単位:千円)

1	中間时点しい可削り元込領 🍑	
		(単位

寄附法人名	寄附の見込額		
前門伍八石	2019年度	計	
株式会社〇〇	500	500	
製造業	100	100	
サービス業	100	100	
計	700	700	

ウ 寄附の金額の目安 ③

○○○千円(2020年度~2023年度累計)

5-3 ···

作成上の注意

② 5-2の⑨のイ 『申請時点での寄附の見込額』

● 第54回認定以前に認定又は変更認定された併用事業に係る記載は左記のとおりとなっておりますが、こちらの記載の変更は行わないでください。

③ 5-2の9のウ 『寄附の金額の目安』

- 寄附の目安額に変更がある場合、青枠内を修正してください。以下留意点です。
- 〇 「寄附の金額の目安」は、寄附額が5-2の②に 掲げる寄附活用事業の事業費(地方負担分に限る) の範囲内となるよう、事業の実施と寄附の受領を適 切に管理するために設定するものです。
- 〇 当該事業費の地方負担分のうち確実に執行が見込まれる額を設定してください(詳細は「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」Q2-9参照)。



内閣府地方創生推進事務局